

○ 労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）（抄）

（分科会）

第六条 （略）

2 ～ 5 （略）

6 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する公益を代表する委員のうちから、当該分科会に属する委員が選挙する。

7 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

8 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

9 （略）

（部会）

第七条 （略）

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。

3 ～ 9 （略）